（前のページより続き）
○中小企業等経営強化法に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令（**同**四）　九三
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四四）　九四
○産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（**経済産業**三九）　一〇三
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**四〇）　一一三
○中小企業等経営強化法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令（**同**四一）　一一七
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**四二）　一三〇
○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**四三）　一三四
○電気工事士法施行規則の一部を改正する省令（**同**四四）　一三四
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令（**同**四五）　一三六
○漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**五五）　一四三
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（**同**五六）　一四六
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（**環境**一三）　一四六

〔告　示〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構支援基準の一部を改正する告示（**内閣府・復興庁・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　一四八
○中小企業等経営強化法施行令第十四条第二項に規定する金融機関を定める件の一部を改正する件（**金融庁**三七）　一四九
○有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（**総務**二三九）　一四九
○電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（**同**二四〇）　一五三
○地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（**同**二四一）　一五六
○中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示（**総務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　一六三
○創業支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（**総務・経済産業**三）　一六六
○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件（**財務**一七三）　一六七
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**同**一七四～一七七、一八〇）　一六九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**一七八）　一六九
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一七九）　一七〇
○製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**二）　一七一
○卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**九）　一七四
○農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**九）　一八〇
○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（**財務・経済産業**三）　一八二
○国立大学法人会計基準の一部を改正する告示（**文部科学**一五四）　一九三
○特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（**文部科学・経済産業**二）　一九四
○派遣先が講ずべき措置に関する指針等の一部を改正する告示（**厚生労働**二六一）　一九六
○障害福祉分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**同**二六二）　一九九
○医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針の一部を改正する件（**同**二六三）　二〇一
○介護分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**同**二六四）　二〇四
○保育分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**同**二六五）　二〇七
○外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**厚生労働・農林水産**九）　二一〇
○旅館業に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**厚生労働・国土交通**一）　二一三
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を改正する告示（**経済産業**一三八）　二一五
○中小企業承継事業再生の実施に関する指針等の廃止の件（**同**一三九）　二一六
○租税特別措置法施行令第三十二条の四第一項の規定に基づき財務目標及び財務目標達成日を定める件の一部を改正する告示（**同**一四〇）　二一九
○石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**一四一）　二二〇
○国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示（**同**一四二）　二二九
○船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（**国土交通**八〇四）　二三〇